

○建築物における衛生的環境の確保に関する事業の再登録の実施について

(昭和五八年七月二六日)

(環企第六七号)

(各都道府県・各政令市衛生主管部(局)長あて厚生省環境衛生局企画課長通知)

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録については、昭和五六年度の制度発足以来、登録営業所数も順調に増え、着実な進展をみているところであるが、周知のように昭和五九年度よりこれら事業の再登録が開始されることとなる。再登録についても原則として、新規の登録時と同様の要件を満たしていることが必要であり、その手続等は昭和五六年三月三日環企第三六号厚生省環境衛生局長通知「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」及び同日付け環企第三七号厚生省環境衛生局企画課長通知「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」に従って行われることとなるが、さらに左記の点に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

- 一 機械器具その他の設備に関する基準(いわゆる物的要件)に係る審査要領は、新規の登録の場合と同一であること。
- 二 事業に従事する者の資格に関する基準(いわゆる人的要件)に係る審査の留意点は次のとおりであること。
 - (一) 監督者等の資格の有効期間は六年であるので、監督者等が有資格者であることの確認に十分留意すること。特に、講習会修了者の有効期間については、営業所の登録の日からではなく、講習の課程を修了した後六年を経ていること(従前の資格の有効期間満了前六か月の間に昭和五八年七月二六日環企第六六号に定める基準に従って指定された再講習の課程を修了した者にあつては、従前の有効期間満了日の翌日から起算して三年を経ていること)が要件であるので留意すること。また、再講習会の終了者が監督者等として申請されている場合は、昭和五六年三月三日環企第三七号の第四の二の(四)の表中「講習会」を「再講習会」に読み替え、当該再講習会の修了証書の写しを提出させること。
 - (二) 作業従事者の研修(以下「従事者研修」という。)については、毎年度の実施状況を記載した書類が提出されることとなるが、本年四月、登録業者等の団体が指定されたことに鑑み、以下の点に留意して記載内容を審査すること。
 - ア 指定団体が自ら行う従事者研修については、登録要件たる従事者研修として適当であると認めて差し支えないこと。
 - イ 諸般の事情により事業主が自ら行う従事者研修については、研修に使用する教材及び研修の指導にあたる者等に関し、指定団体が行う研修に相当するものであるか否かを十分審査すること。また、審査の結果、内容が不十分である場合は、改善計画を提出させる等適切な指導を行うこと。